

# 環境活動レポート



発行日：平成29年9月19日

改定日：平成30年2月28日

株式会社東海鋳造所

# 目 次

1. 組織の概要（事業所名、所在地、事業概要、事業規模等）
2. 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
3. 環境方針
4. 環境管理組織機能図
5. 環境目標
6. 環境目標の実績
7. 環境活動計画の取組結果とその評価
8. 次年度の取組内容
9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
10. 代表者による全体評価と見直し結果

## 1. 組織の概要（事業所名、所在地、事業概要、事業規模等）

1. 事業者名及び代表者名 株式会社東海鋳造所  
取締役社長 石黒 一彦
2. 所在地 愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目148番地
3. 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先  
責任者 製造部 部長 野村 忠志  
担当者 製造部 製造技術課 リーダー 大脇 秀規  
連絡先 電話番号 (0587) 95-2186 (代表)  
FAX番号 (0587) 95-5959
4. 事業概要 鋳鉄鋳物の製造
5. 事業規模 2016年度 生産量（最終合格量）9,000t 売上高3,016百万円
6. 土地 敷地 27,066㎡  
建築面積 12,400㎡
7. 従業員 役員 3人  
従業員 115人（2017年3月21日現在）

## 2. 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日

1. 対象範囲（認証・登録範囲） 対象組織：本社事務所・本社工場  
対象活動：鋳鉄鋳物の製造
2. レポートの対象期間及び発行日、改定日 対象期間：平成28年3月21日～平成29年3月20日  
発行日：平成29年9月19日  
改定日：平成30年2月28日

### 3. 環境方針

## 環 境 方 針

株式会社東海鑄造所は、自社事業活動において生産性を向上（合格率UP、稼働率UP）することにより、省資源・省エネルギー・廃棄物削減に直結する生産活動をめざす環境経営に取り組めます。

環境経営の取り組みを重点課題として、以下の方針を定めます。

1. 環境関連の法令及びその他同意した要求事項を遵守する。
2. 事業活動において環境負荷を生産性（合格率、稼働率）に直結させ、生産性を向上させることにより環境負荷低減を図る。
3. 環境目標達成、即ち生産性目標達成の為に各部門の改善実施計画策定し、継続的な改善に取り組む。
4. グリーン購入法に基づき、グリーン製品の購入に努める。
5. 尚、この方針は全従業員に周知徹底する。

制定日： 2006年 9月 6日

改訂日： 2012年 3月21日

株式会社 東海鑄造所

取締役社長 石黒 一彦

#### 4. 環境管理組織機能図

改定日	作成	承認	内容
‘14年3月21日	大脇	野村	見直し
‘15年3月23日	大脇	野村	見直し
‘16年3月21日	大脇	野村	見直し
‘17年3月21日	大脇	野村	見直し

承認	作成
野 17.3.22 村	大 17.3.21 脇

環境マネジメントシステムを効果的に実施するために、環境管理組織・役割・責任・権限を定める

最高経営者 社長 石黒 一彦
環境マネジメントシステムの構築・運用・維持を統括し、環境パフォーマンスに対する判断と処置、内部監査の結果に対する判断と処置、並びに環境方針と一貫した継続的改善に対し責任を有し、下記事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境方針の決定</li> <li>・環境マネジメントシステムの見直し</li> <li>・環境管理責任者の指名</li> <li>・経営資源（人・もの・金）の準備</li> </ul>

環境管理責任者 製造部部长 野村 忠志
環境マネジメントシステムが構築され、実施され、かつ維持されていることを確実にするため、下記事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境目的・目標・実施計画（案）の作成</li> <li>・各部署の環境目的・目標・実施計画の承認</li> <li>・著しい環境側面の承認</li> <li>・環境目的・目標・実施計画の進捗状況の把握並びに指示</li> <li>・不適合に対する是正・予防処置の承認</li> <li>・法遵守の評価結果に対する承認</li> <li>・最高経営者に環境マネジメントシステムの実績報告</li> </ul>

内部監査員 野村 忠志 大脇 秀規
内部監査の実施と報告 (年1回 9月)

事務局 野村 忠志 大脇 秀規
・各部門データの まとめ

環境管理委員								
●	●	●	●	●	●	●	●	●
冶 金 課	鑄 造 課	工 作 課	製 造 技 術 課	設 計 課	品 質 保 証 部	管 理 部	営 業 部	総 務 部
田 中	牧 野	藤 村	伊 原	岩 元	濱 松	松 田	鈴 木	小 林
成 浩	盛 幸	直 希	宏 幸	広 喜	孔 之	幸 治	正 志	光 一
委員は各部署の代表によって構成し、役割・責任・権限は下記とする。なお、委員会は定期的(1回/月)に開催し(業務報告会にて)、実績・結果の評価検証を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境側面の調査・抽出</li> <li>・環境目的・目標及び実施計画の策定及び実施</li> <li>・各部署の業務に関わる環境側面の管理</li> <li>・不適合に対する是正・予防処置の実施</li> <li>・教育訓練の実施</li> </ul>								

## 5. 環境目標

2016年度～2018年度までの環境負荷低減目標（絶対量・原単位・低減量・低減率）を2015年度の実績を基準にして表1に示す。目標達成指標となる総合効率（合格率×稼働率）の目標値を表2に示す。

表1. 環境負荷低減目標値

	量単位	2015年度実績	2016年度			2017年度		2018年度	
		絶対量	絶対量	低減量	絶対量	低減量	絶対量	低減量	
		原単位	原単位	低減率%	原単位	低減率%	原単位	低減率%	
① 温室効果ガス排出量	kg-CO <sub>2</sub>	12,721,986	12,594,766	127,220	12,467,546	254,440	12,340,326	381,660	
	(O/t)	1,479	1,464	1.0	1,449	2.0	1,434	3.0	
② 廃棄物排出量	t	4,949	4,900	49	4,850	99	4,801	148	
	(O/t)	0.575	0.570	1.0	0.564	2.0	0.558	3.0	
③ 総排水量	m <sup>3</sup>	68,242	67,559	682	66,877	1,365	66,194	2,047	
	(O/t)	7.93	7.85	1.0	7.77	2.0	7.69	3.0	
④ 化学物質使用量	t	11.637	適正管理	-	適正管理	-	適正管理	-	
	(O/t)	0.0014		-		-		-	
⑤ エネルギー使用量	MJ	174,088,065	172,347,184	1,740,881	170,606,304	3,481,761	168,865,423	5,222,642	
	(O/t)	20,235	20,032	1.0	19,830	2.0	19,628	3.0	
⑥ 物質使用量	t	24,178	23,936	242	23,694	484	23,453	725	
	(O/t)	2.81	2.78	1.0	2.75	2.0	2.73	3.0	
⑦ サイト内で循環的利用を行っている物質等	t	11,427	11,313	114	11,198	229	11,084	343	
	(O/t)	1.33	1.315	1.0	1.302	2.0	1.288	3.0	
⑧ 総製品生産量また総商品販売量	t	8,604	8,604	-	8,604	-	8,604	-	
⑨ グリーン購入(※3)	%	70	グリーン購入の推進	-	グリーン購入の推進	-	グリーン購入の推進	-	

※1. 排出係数は、0.455 kg-CO<sub>2</sub>/kwhを使用（中部電力発表値）

※2. サイト内で循環的利用を行っている物質等量の循環水については計測不可。

※3. グリーン購入の数値目標は、文具類購入品の全体に対しての目標値。グリーン購入品点の集計はしているが、グリーン購入品でない文具類購入品の集計まではできておらず、表記は凡その値。

表2. 環境活動の目標値

		2015年度実績	2016年度目標	2017年度目標	2018年度目標
総合効率	(%)	68.6	69.6	70.6	71.6
合格率	(%)	91.5	91.8	92.1	92.4
稼働率	(%)	75.0	75.8	76.7	77.5

※2016～2018年度目標は2015年度実績を基準にしている。

## 6. 環境目標の実績

2014年度～2016年度までの環境負荷実績値（総量及び原単位）、及び2016年度目標と達成状況を表3に、2014年度～2016年度までの合格率及び稼働率の実績値、及び2016年度目標と達成状況を表4に示す。

表3. 環境負荷実績値

	量単位	2014年度	2015年度	2016年度			
		実績	実績	目標	実績	達成状況	
		量/年 原単位	量/年 原単位	量/年 原単位	量/年 原単位	量/年 原単位	
① 温室効果ガス排出量(※1)	kg-CO <sub>2</sub>	13,567,712	12,721,986	12,594,766	12,960,866	+ 2.8%	×
	(〇/t)	1,435	1,479	1,464	1,440	- 1.7%	○
② 廃棄物総排出量	t	5,523	4,949	4,900	4,906	+ 0.1%	×
	(〇/t)	0.584	0.575	0.570	0.545	- 4.5%	○
③ 総排水量(※4)	m <sup>3</sup>	52,958	68,242	67,559	72,232	+ 6.5%	×
	(〇/m <sup>3</sup> )	5.60	7.93	7.85	8.03	+ 2.2%	×
④ 化学物質使用量	t	10.21	11.64	適正管理	14.58	-	○
	(〇/t)	0.0011	0.0014		0.0016	-	○
⑤ エネルギー使用量	MJ	184,001,446	174,088,065	172,347,184	177,565,218	+ 2.9%	×
	(〇/t)	19,457	20,235	20,032	19,730	- 1.5%	○
⑥ 物質使用量 (リターンスクラップ)	t	26,430	24,178	23,936	24,561	+ 2.5%	×
	(〇/t)	2.79	2.81	2.78	2.73	- 1.9%	○
⑦ サイト内で循環的利用を行っている物質等 (リターンスクラップ)	t	12,469	11,427	11,313	11,438	+ 1.1%	×
	(〇/t)	1.32	1.33	1.31	1.27	- 3.5%	○
⑧ 総製品生産量または総商品販売量(※2)	t	9,457	8,604	8,604	9,000	+ 4.4%	
⑨ グリーン購入(※3)	%	70	70	グリーン購入の推進	70	-	○

※1. 排出係数は 0.455 kg-CO<sub>2</sub>/kwhを使用(平成20年度中部電力発表値)

※2. の数値は総商品生産量(最終合格量)を示す。

※3. の数値はグリーン購入の2014～2016年度実績は凡その値。

※4. 総排水量は総水使用量と同等とみなす

表4. 環境活動の実績値

		2014年度	2015年度	2016年度		達成状況	
総合効率	(%)	65.9	68.6	69.6	66.7	- 4.3%	×
合格率	(%)	91.1 ( 94.6 )	91.5 ( 95.8 )	91.8	92.2 ( 96.4 )	+ 0.5%	○
稼働率	(%)	72.4	75.0	75.8	72.4	- 4.8%	×

## 7. 環境活動計画及び取組結果とその評価

### 1. 環境活動計画

2016年度は環境負荷低減活動を以下の2つの取組を推進した。

#### A) 各課別による環境活動計画

2016年度は各課それぞれ半期毎の活動計画を立て、継続して合格率・稼働率の目標達成に取り組んだ。以下に活動事例を示す。

#### 合格率向上

冶金課・化学分析精度の向上

鑄造課・作業要領書の見直し、改定

設計課・最終合格率の向上

品質保証課・検査基準の明確化  
・客先返品の低減

#### 稼働率向上

冶金課・予防保全の徹底  
・タイミングロスの削減

鑄造課・トラブルの恒久対策

工作課・多能工化  
・時間当たり出来高の向上  
・クレーン設置による重筋労働の解消

製造技術課・工場レイアウトの改善  
・設備トラブル対策

#### その他

管理課、営業課・グリーン購入の推進  
総務課・グリーン購入の推進、化学物質管理



## B) 合理化委員会（全社横断組織）による環境活動計画

- ・高効率機器（鋳仕上げ機、ノズルショット機）の導入



鋳仕上げ機



ノズルショット機

- ・省エネ機器の導入及び検討（電動リフト、LED照明）



電動リフト



LED照明

- ・エア一漏れ、油漏れ対策
- ・作業環境改善（粉塵、熱）

## 2. 取組結果とその評価

### ① 温室効果ガス排出量

毎月の使用量（重油、ガソリン、軽油、灯油、LPG、電気、コークス）を継続監視し、特に使用量・原単位の大幅増が見受けられた場合は、原因工程を特定し、対応・処置している。

受注生産量の回復（総製品生産量が前年比+4.4%）に伴い、溶解工程における連続溶解日数が増えたため、総量では目標に対し2.8%増となったが、原単位では目標に対し1.7%減と目標達成した。

2017年度は、より一層の合格率・稼働率の向上に力を入れる。また、受注獲得にも力を入れる。

### ② 廃棄物総排出量

2016年度達成状況は、生産量の増加のため総量は未達となったが、原単位の目標値は達成した。

これは、廃棄物として処理していた黒砂が、平成28年7月より有価物として処理できているため、今後の廃棄物処理量のさらなる減少が期待される。

### ③ 総排水量

2016年度達成状況は、総量・原単位共に増加した。地下水の大量使用する場所等に水道メーターを取付け、毎月監視を実施し、使用量の大幅増が見受けられた場合には、原因工程を特定し、対応・処置している。

毎月の監視の中で、夏場に大物ライン設備の冷却に地下水を大量使用するため、高温期は低温期に比べ使用量が1.5倍強に増えている。適正水量を確認するため、流量調整を行ったが、ほぼ適正であった。

### ④ 化学物質使用量

化学物質使用量の大半がフェロマンガンを、製品中に微量含有しているため、適正管理をしている。

### ⑤ エネルギー使用量

1. と同様に 毎月の使用量（重油、ガソリン、軽油、灯油、LPG、電気、コークス）を継続監視し、特に使用量・原単位の大幅増が見受けられた場合は、原因工程を特定し、対応・処置している。

受注生産量の回復（総製品生産量が前年比+4.4%）に伴い、溶解工程における連続溶解日数が増えたため、総量では目標に対し2.9%増となったが、原単位では目標に対し1.5%減と目標達成した。

2017年度は、より一層の合格率・稼働率の向上に力を入れる。また、受注獲得にも力を入れる。

### ⑥ ⑦ ⑧ 物質使用量・循環物質・総製品生産量

物質使用量の2016年度達成状況は、総量で目標に対し2.5%増となったが、合格率の向上により、原単位では目標に対し1.9%減と目標値を達成できた。次年度も引き続き営業力強化により受注量増に努める。

### ⑨ グリーン購入

グリーン購入について、文具等アスクルにて購入・推進している。

## 8. 次年度の取組内容

### A ) 各課別による環境活動計画

2017年度は各課それぞれ半期毎の活動計画を立て、継続して合格率・稼働率の目標達成に取り組む計画をした。以下に活動計画を示す。

#### 合格率向上

鑄造課・模型への砂付着対策

工作課・打痕対策  
・内視鏡検査工程の強化

設計課・最終合格率の向上

品質保証課・客先返品の低減  
・外注先の指導強化

#### 稼働率向上

冶金課・トラブルロスの削減

鑄造課・ベルトコンベア切断対策  
・トラブルの恒久対策

工作課・多能工化  
・時間当たり出来高の向上（ハンガーショット工程）

製造技術課・工場レイアウトの改善  
・劣化配線、分電盤の改修

### B ) 合理化委員会（全社横断組織）による環境活動計画

- ・エアー漏れ、油漏れ対策
- ・省エネ機器の導入及び検討（ノズルショット機、電動リフト）
- ・照明のLED化
- ・ドラムショットのインバーター化

9. 法規制及びその他の要求事項リスト及びチェック表

承認	作成
野 17.1.9 村	大 17.1.6 脇

遵守確認日	作成	承認	内容
‘14年1月10日	大脇	野村	内容の見直しと遵守確認
‘15年1月13日	大脇	野村	内容の見直しと遵守確認
‘16年1月13日	大脇	野村	内容の見直しと遵守確認
‘17年1月9日	大脇	野村	内容の見直しと遵守確認

注1) 法規制の内容について、年に一度定期的に見直しを実施する。

注2) 環境区分＝一般（理念としてのもの）、水系、大気、騒音、振動、廃棄物、臭気、有害物、オゾン層破壊、工場立地、その他等を記入

注3) 規制区分＝（国）環境基本法、（県）愛知県環境基本条例、（自）自主的に管理値を設定するもの等を記入

No	影響区分	規制区分		環境関連法	制定日・改定日	法規制内容		該当施設の有無	提出物チェック項目	提出物年月日	届出先・担当窓口	遵守評価
		法令	自社			規制題目	規制項目					
1	大気	○		大気汚染防止法	H27. 6. 19	煤煙の排出の規制等	① 排出基準(法3条) ② 煤煙発生施設の設置の届出(法6条) ③ 経過措置(法7条) ④ 煤煙発生施設の構造等変更の届出(法8条) ⑤ 氏名変更等の届出(法11条) ⑥ 煤煙の排出の制限(法13条) ⑦ 煤煙量等の測定(法16条)	あり	○ (新設・変更時届出要)	S55. 3. 28 H3. 7. 6	尾張県民事務所	遵守
				県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② ばい煙発生施設等の設置の届出(条例7条) ③ 経過措置(条例8条) ④ 構造等の変更の届出(条例9条) ⑤ ばい煙発生施設又は汚水排出施設に係る実の制限(条例12条) ⑥ 氏名の変更等の届出(条例13条) ⑦ 承継(条例14条) ⑧ ばい煙の排出制限(条例15条) ⑨ ばい煙量等及び排出水の汚染状態の測定等(条例23条) ⑩ ばい煙に係る施設に係る基準の遵守義務等(条例24条)					
				公害の防止に関する規制等(大気指定工場等に関する総排出量規制)	① 総排出量規制基準(条例27条) ② 大気指定工場等の設置の届出(条例28条) ③ 経過措置(条例29条) ④ 変更の届出(条例30条) ⑤ 実施の制限(条例32条) ⑥ 総排出量規制基準の遵守義務(条例33条) ⑦ 準用(条例35条)							
		大気汚染防止法	H27. 6. 19	粉塵に関する規制	① 氏名変更等の届出(法11条) ② 一般粉塵発生施設の設置等の届出(法18条) ③ 経過措置(法18条の2) ④ 基準遵守義務(法18条の3)	H21. 8. 28 H25. 10. 4						
		県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② ばい煙発生施設等の設置の届出(条例7条) ③ 経過措置(条例8条) ④ 構造等の変更の届出(条例9条) ⑤ 氏名の変更等の届出(条例13条) ⑥ 承継(条例14条) ⑦ 粉塵発生施設又は炭化水素系物質発生施設に係る基準の遵守義務(条例16条)	H22. 2. 26 H24. 12. 21 H22. 2. 26						
2	水質	○		水質汚濁防止法	H28. 5. 20	排出水の排出の規制等	① 事故時の措置(法14条の2)	あり	○ (下水に関しては、2ヶ月毎に排出量の報告要)		大口町尾張県民事務所	遵守
				下水道法	H27. 5. 20	公共下水道	① 事故時の措置(法12条の9)					
				浄化槽法	H28. 4. 1	浄化槽	① 定期検査(法11条)					
		県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② 排出水の排出の制限(条例17条) ③ ばい煙量等及び排出水の汚染状態の測定等(条例23条)							
		工業用水法	H26. 6. 13	井戸	① 許可(法3条) ② 許可の申請(法4条) ③ 経過措置(法6条) ④ 氏名等の変更の届出(法9条)							
		県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	公害の防止に関する規制等(地下水の採取に関する規制)	① 揚水設備の設置の許可(条例53条) ② 許可の申請(条例54条) ③ 経過措置(条例56条) ④ 変更の許可(条例57条) ⑤ 氏名等の変更の届出(条例59条) ⑥ 許可の失効(条例60条) ⑦ 水量測定器の設置等(条例63条) ⑧ 準用(条例64条)	H21. 8. 28 H28. 4. 11						
3	騒音	○		騒音規制法	H26. 6. 18	特定工場等に関する規制	① 特定施設の設置の届出(法6条) ② 特定施設の数の変更の届出(法8条) ③ 氏名の変更等の届出(法10条)	あり	○ (前回提出の数の倍になった時届出要)	H15. 3. 31	大口町	遵守
				県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② 騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務(条例18条) ③ 相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等(条例25条)					

4	振動	○	振動規制法	H26. 6. 18	特定工場等に関する規制	① 特定施設の設置の届出(法6条) ② 特定施設の数等の変更の届出(法8条) ③ 氏名の変更等の届出(法10条)	あり	○ (1台でも増加したら届出要)	H15. 3. 31 H24. 3. 7	大口町	遵守
		○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② 騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務(条例18条) ③ 相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等(条例25条)					
5	廃棄物	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	H27. 7. 17	産業廃棄物	① 事業者及び地方公共団体の処理(法11条) ② 事業者の処理(法12条) ③ 廃棄物管理票(法12条の3)	あり	○(毎年報告要)	H28. 6. 23	尾張県民事務所	遵守
		○	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	H15. 3. 25	事業者の義務	① 処理を委託する場合における確認等(条例7条)					
6	リサイクル	○	資源の有効な利用の促進に関する法律	H26. 6. 13	基本方針等 特定省資源業	① 事業者の責務(法4条) ② 計画の作成(法12条)	なし	-	-	-	遵守
		○	環境基本法	H26. 5. 30	総則	① 事業者の責務(法8条) ② 環境の日(法10条)					
7	エネルギー(環境)	○	エネルギーの使用の合理化に関する法律	H27. 9. 9	工場に係る措置等	① 特定事業者の指定(法7条) ② エネルギー管理統括者(法7条の2) ③ エネルギー管理企画推進者(法7条の3) ④ 第一種エネルギー管理指定工場等の指定(法7条の4) ⑤ エネルギー管理者(法8条) ⑥ 中長期的な計画の作成(法14条) ⑦ 定期の報告(法15条)	あり	○(選解任時届出要)  ○(毎年報告要)	H22. 11. 5  H28. 5. 27	中部経済産業局  中部経済産業局	遵守
		○	循環型社会形成推進基本法	H24. 6. 27	総則	① 事業者の責務(法11条)					
		○	地球温暖化対策の推進に関する法律	H28. 5. 27	温室効果ガスの排出の抑制等のための施策	① 事業者の責務(法5条) ② 温室効果ガス算定排出量の報告(法21条の2) ③ 権利利益の保護に係る請求(法21条の3) ④ 情報の提供等(法21条の8) ⑤ エネルギー使用の合理化に関する法律との係(法21条の10) ⑥ 事業者の事業活動に関する計画等(法22条)	あり	○(毎年報告要)	H28. 5. 27	中部経済産業局	遵守
		○	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	H25. 6. 12.	第一種指定製品の管理者が講ずべき処置等	① 目的(法1条) ② 指定製品及び特定製品の管理者の責務(法5条) ③ 第一種指定製品の管理者の判断の基準となすべき事項(法16条) ④ 情報の提供等(法23条)					
		○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(地球温暖化の防止)	① 地球温暖化の防止に関する計画等(条例72条) ② 地球温暖化対策計画書の作成等(条例73条) ③ 地球温暖化対策実施状況書の作成等(条例74条)	あり	○(毎年報告要)	H28. 5. 27	尾張県民事務所	遵守
		○	労働安全衛生法	H27. 5. 7	総則	① 事業者等の責務(法3条、法4条)					
8	労働安全	○	労働安全衛生法	H27. 5. 7	安全衛生管理体制	① 総括安全衛生管理者(法10条) ② 安全管理者(法11条) ③ 衛生管理者(法12条) ④ 安全衛生推進者等(法12条の2) ⑤ 産業医等(法13条、法13条の2) ⑥ 作業主任者(法14条) ⑦ 統括安全衛生責任者(法15条) ⑧ 安全委員会(法17条) ⑨ 衛生委員会(法18条) ⑩ 安全衛生委員会(法19条) ⑪ 安全管理者等に対する教育等(法19条の2)	あり	○ (選解任時届出要)	H20. 5. 9 H20. 8. 27 H18. 12. 4  H21. 12. 9	愛知労働基準監督署	遵守
					労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	① 事業者の講ずべき措置等(法20条、法22条、法23条、法24条、法25条、法26条、法27条) ② 事業者の行うべき調査等(法28条の2)					
					労働者の就業に当たっての措置	① 安全衛生教育(法59条、法60条、法60条の2) ② 就業制限(法61条)					
					健康を保持増進のための措置	① 作業環境測定(法65条) ② 作業環境測定の結果の評価等(法65条の2) ③ 作業の管理(法65条の3) ④ 健康診断(法66条) ⑤ 健康診断の結果の記録(法66条の3) ⑥ 保健指導等(法66条の7)					
					快適な職場環境の形成のための措置	① 事業者の講ずる措置(法71条の2)					

※1、特定施設の増加に伴う大口町への変更届の提出は、現在提出済み特定施設数の倍以上になった時に提出要。

※2、特定施設の増加に伴う大口町への変更届の提出は、1台でも増加となった時に提出要。

9	消防	○	消防法	H27. 9. 11	火災の予防 危険物	① 火災の予防(法8条、法9条の3、法9条の4) ① 危険物(法10条、法11条、法11条の2、法11条の4、法12条、法12条の6、法12条の7、法13条、法14条、法14条の2、法14条の3、法14条の3の2、法14条の4、法16条の3)									
					消防の設備等	① 消防の設備等(法17条～法17条の2、法17条の3の2、法17条の3の3)									
					消防の用に供する機械器具等の検定	① 検定対象機械器具等の検定(法21条の2、法条の4)									
			消防法施行令	H28. 12. 16	火災の予防	① 防火管理者を定めなければならない防火対象物等(政令1条の2) ② 同一敷地内における二以上の防火対象物(政2条) ③ 防火管理者の資格(政令3条) ④ 防火管理者の責務(政令4条) ⑤ 共同防火管理を要する防火対象物の指定(政4条の2) ⑥ 火災の予防上必要な事項等について点検をする防火対象物(政令4条の2の2) ⑦ 避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物(政令4条の2の3) ⑧ 自衛消防組織の設置を要する防火対象物(政4条の2の4) ⑨ 自衛消防組織を置かなければならない者(政4条の2の5) ⑩ 消防計画における自衛消防組織の業務の定め(政令4条の2の6) ⑪ 自衛消防組織の業務(政令4条の2の7) ⑫ 自衛消防組織の要員の基準(政令4条の2の8) ⑬ 防災防火対象物の指定等(政令4条の3) ⑭ 対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準(政令5条) ⑮ 対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準(政令5条の2) ⑯ 対象火気設備等に係る条例の規定の適用除に関する条例の基準(政令5条の4)									
					設置及び維持の技術上の基準	① 消火器具に関する基準(政令10条) ② 屋内消火栓設備に関する基準(政令11条) ③ 粉末消火設備に関する基準(政令18条) ④ 屋外消火栓設備に関する基準(政令19条) ⑤ 自動火災報知設備に関する基準(政令21条) ⑥ 誘導灯及び誘導標識に関する基準(政令26条) ⑦ 必要とされる防火安全性能を有する消防のに供する設備等に関する基準(政令29条の4) ⑧ 消防用設備等の規格(政令30条)	あり	○			丹羽広域事務組合 消防本部	遵守			
					消防用設備等の検査及び点検	① 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等(政令35条) ② 消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等(政令36条)									
			消防法施行規則	H28. 5. 27	防火管理者等	① 防火管理に係る消防計画(規則3条) ② 防火管理者の選任又は解任の届出(規則4条) ③ 防火対象物の点検及び報告(規則4条の2の4) ④ 防火対象物の点検基準(規則4条の2の6) ⑤ 消防計画において自衛消防組織の業務に定める事項(規則4条の2の10) ⑥ 自衛消防組織の要員の員数等(規則4条の2の11) ⑦ 自衛消防組織設置の届出(規則4条の2の15)						H20. 6. 9 H19. 7. 26			
					消防用設備等又は特殊消防用設備等	① 大型消火器以外の消火器具の設置(規則6条) ② 大型消火器の設置(規則7条) ③ 屋内消火栓設備に関する基準の細目(規則12条) ④ 粉末消火設備に関する基準(規則21条) ⑤ 屋外消火栓設備に関する基準の細目(規則22条) ⑥ 自動火災報知設備の感知器等(規則23条) ⑦ 自動火災報知設備に関する基準の細目(規則24条) ⑧ ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目(規則24条の2の3) ⑨ 避難器具に関する基準の細目(規則27条) ⑩ 誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目(規則28条の3) ⑪ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査(規則31条の3) ⑫ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告(規則31条の6)									
			高圧ガス保安法	H27. 9. 11	事業、保安等	① 目的(法1条) ② 製造のための施設及び製造の方法(法12条) ③ 保安統括者、保安技術管理者及び保安係員(法27条の2)								遵守	

9	消 防	○	危険物の規制に関する政令	H25. 3. 27	総則	① 提出を要する物質の指定(政令1条の10) ② 危険物の指定数量(政令1条の11) ③ 指定可燃物(政令1条の12) ④ 貯蔵所の区分(政令2条) ⑤ 取扱所の区分(政令3条)	あり	○	丹羽広域事務組合	遵守	
					製造所等の許可等	① 設置の許可の申請(政令6条) ② 変更の許可の申請(政令7条) ③ 許可等の通報を必要とする製造所等の指定(政令7条の3) ④ 完成検査の手続き(政令8条) ⑤ 完成検査前検査(政令8条の2)					
			危険物の規制に関する規則	H28. 4. 1	総則	① 危険物の品名(規則1条の2) ② 品名から除外されるもの(規則1条の3) ③ 複数性状物品の属する品名(規則1条の4) ④ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの出書(規則1条の5)					
					製造所等の許可及び完成検査の申請等	① 設置の許可の申請書の様式及び添付書類(規則4条) ② 変更の許可の申請書の様式及び添付書類(規則5条) ③ 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届書(規則7条の3) ④ 製造所等の用途廃止の届出書(規則8条)					
					製造所等の位置、構造及び設備の基準	① 高圧ガスの使節に係る距離(規則12条) ② 防火設備及び特定防火設備(規則13条の2) ③ 二十号防油堤(規則13条の3) ④ 磁粉探傷試験及び浸透探傷試験(規則20条の5) ⑤ 防油堤(規則22条)					
					危険物保安監督者及び危険物取扱者	① 危険物保安監督者の業務(規則48条) ② 実務経験(規則48条の2) ③ 危険物保安監督者の選任又は解任の届出書(規則48条の3) ④ 取扱い等を行うことができる危険物の種類(規則49条)					
					予防規定	① 予防規定に定めなければならない事項(規則60条の2) ② 予防規定の許可の申請(規則62条)					
					保安に関する検査等	① 保安に関する検査の申請書等の様式(規則62条の3) ② 定期検査を行わなければならない時期等(規則62条の4～規則62条の5)					
#	化 学 物 質	○	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	H14. 12. 13	第一種指定化学物質の排出量等の把握	① 排出量等の把握及び届出(法5条)	あり	○(毎年報告要)	H28. 6. 16	尾張県民事務所	遵守
			毒物及び劇物取締法	H27. 6. 26	毒物及び劇物の取扱・表示	① 毒物及び劇物の取扱(法11条) ② 毒物及び劇物の表示(法12条)					
			県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	公害の防止に関する規制等(化学物質の適正な管理)	① 特定化学物質の取扱量の把握等(条例68条) ② 特定化学物質等管理書の作成等(条例69条) ③ 特定事業者における事故時の措置(条例70条)			H28. 6. 16	中部経済産業局	
11	公 害 防 止 全 般	○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減)	① 自動車の走行量の抑制等(条例76条) ② 自動車の駐車時の原動機の停止義務(条例77条) ③ 駐車場設置者等の周知義務(条例78条) ④ 低公害車の購入等(条例79条) ⑤ 低公害車の導入義務等(条例80条)	あり	○	尾張県民事務所	遵守	
					事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(循環型社会の形成)	① 事業活動における廃棄物等の発生抑制等(条例89条)					あり

## 10. 代表者による全体評価と見直し結果

2008年のリーマンショック以降、受注量が伸び悩み、工場の生産効率悪化が続いている。エネルギー及び水使用量、CO<sub>2</sub>ガス排出の主たる部門である溶解工程で、連続稼働できない非効率を長らく改善できていない。

2016年度は、合格率・稼働率共に前年を上回り、総合効率は目標値に達したが、生産量の減少のため、環境目標値（特に原単位目標値）の多くが未達となった。

2017年度は、実施効果の高い案件から優先し、確実に実施まで遂行することで、実績を上げる。

当社は、2017年度方針を以下に掲げ、省エネ活動が会社の文化として構築できるよう、愚直に実行致します。

- ・安全はあらゆる生産活動の大前提
- ・合理化による品質、コスト、納期の追求
- ・環境と地域社会に調和した生産活動
- ・お客様に最高の安心と満足をお届け